

1 開催日時 平成 3 0 年 2 月 9 日 (金) 開会 午前 1 0 時 0 0 分 閉会 午前 1 1 時 1 6 分 2 開催場所 尾張旭市役所 3 階 講堂 1 3 出席委員 柴田 幸正、新井 亨、菅井 径世、辻 佳世子、長谷川 元洋 5 名 4 欠席委員 なし 5 傍聴者 1 名 6 出席した事務局職員 行政経営課長 田島 祥三、係長 寺尾 綾、主事 佐藤 亮介 7 その他の出席者 消防総務課長 三浦 明、課長補佐 大崎 秀由紀、主事 竹内 耕平 8 議題等 (1) A E D 活用スマートフォンアプリに係る個人情報の取扱いについて (2) 情報公開制度の運用変更について 9 会議の要旨 次のとおり	
事務局 (課長)	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 2 9 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。本日の会議は、全員出席であり、審査会条例第 7 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。 また、本審査会の運営要領の第 2 条第 4 項本文の規定により、非公開情報を含む部分以外は、会議を公開することとなります。なお、傍聴席は、事務局の席の後ろに設けてございまして、現在、1 名の方が傍聴されておられます。 委員の皆様方におかれましては、個人情報をはじめとした非公開情報の発言はお控えいただきますようお願いいたします。なお、会議終了後は、非公開部分を除き、会議録を公開とすることについて提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) 会議の進行の予定ですが、議事(1)については 1 時間程度、議事(2)については 3 0 分程度で審議いただき、正午までに終了したい

事務局 (課長)	と考えております。 それでは、ここからは、審査会条例第 7 条第 1 項により、会長に議長をお願いします。
柴田会長	それでは、これより議事に入ります。 次第のとおり、本日の議事は、「AED 活用スマートフォンアプリに係る個人情報の取扱いについて」、「情報公開制度の運用変更について」の 2 件です。 それでは、「AED 活用スマートフォンアプリに係る個人情報の取扱いについて」です。議事の進め方について、事務局から説明してください。
事務局 (係長)	それでは、議事の進め方について説明させていただきます。 この議事は、事務局の他に、関係課の出席を求めます。まず消防総務課の担当者から事業等について説明させていただきます。次に事務局から個人情報保護条例の規定等と関わる部分について審議いただきたいポイントについて説明します。その後、委員の皆様からの質疑応答を行います。質疑応答が終了しましたら、消防総務課の職員には退席してもらい、委員と事務局で意見をまとめていきたいと考えております。
柴田会長	皆様、ただ今のような進め方としてよろしいですか。 (「異議なし」の声あり) それでは、関係職員の入室まで、暫時休憩とします。 (消防総務課職員 入室) それでは、消防総務課の方から、15 分程度御説明いただきたいと思います。その後、事務局から審査のポイントについて御説明をお願いします。説明後、20 分程度質疑応答の時間を設けます。 なお、本日の会議は、一般の方の傍聴を認めておりますが、説明及び質疑応答において、非公開とすべき内容がありましたら、傍聴者の方に退出いただく必要があります。そうした内容がありましたら、適宜、お申し出ください。それでは、消防総務課の方から、事業の説明をお願いいたします。

平成29年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

消防総務課	(概略説明)
柴田会長	ありがとうございました。それでは、事務局から説明をしてください。
事務局 (主事)	(概略説明)
柴田会長	それでは、ただ今の説明について、委員の皆様から御質問等がありますか。
長谷川委員	スマートフォンアプリのサーバーはどこにありますか。また、京都大学と尾張旭市との連携協定の形はどのようなになっているのか教えてください。
消防総務課 (課長)	サーバーにつきましては、現時点ではアプリの会社にあると思います。本格的に実施する際は、セキュリティの強化をするように調整しています。
消防総務課 (主事)	協定は、AEDの搬送にどの程度の時間がかかっているのか等、具体的なデータを大学側が抽出して、論文等に活用して発表するという形になっています。大学側は、個人情報云々ではなく、実験の成果を基にアプリの普及を全国的に図っていきたいということです。
長谷川委員	委託契約等を結んでいないのであれば、それについてボランティアの方に同意をとらなければならないのではないですか。
消防総務課 (主事)	アプリ会社に関しては、来年度拡大していくに当たっては委託契約を結んでいく予定です。
辻委員	ボランティアだけでなく、対象者の情報にも気を付ける必要があります。
菅井委員	ボランティアの方と偶然居合わせた方の違いについて、どのように考えていますか。
消防総務課 (課長)	情報を持っているのか持っていないのかという部分に違いがあります。

平成29年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

菅井委員	偶然通りかかった方が助ける場合と、ボランティアが助ける場合との違いを考えた時に、過度にボランティアの方を縛る必要はないのではないかと思います。市から提供された情報については、守秘義務を負ってもらうということですね。
長谷川委員	アプリのチャット画面について、スクリーンショットを撮らないようにボランティアの方をお願いしたほうがよいと思います。
辻委員	アプリにパスワードを付けない理由については、やはり時間のロスがあるからということですが、一刻を争う人命の話なので、しっかり説明できればよいと思います。 研修については、簡単なテストを行い、何点以上をとらないといけないといったような基準を設けてもよいと思います。
長谷川委員	スマートフォンを機種変更した場合に、アプリを必ず削除する旨、説明した方がよいと思います。
消防総務課 (課長)	分かりました。 (長谷川委員 退室)
辻委員	研修内容について、ケース事例があるとなお分かりやすいのではないかと思います。
柴田会長	救急車が現場に到着した場合、どのような経由でその情報が本部に伝わりますか。
消防総務課 (主事)	救急隊が現地到着の際には、その情報を指令センターに送っています。それを職員が確認して、アプリを終了するということになります。
柴田会長	消防とのチャットはどういう場面で使用するものですか。
消防総務課 (主事)	初めの聞き取りで分からなかった号室等の情報を送る際に使用します。
柴田会長	チャットを受けるのは指令センターですか。
消防総務課 (主事)	はい。
菅井委員	ボランティアの方は現状何名くらいですか。

平成29年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

消防総務課 (課長)	現状は200名程度です。今後の目標としては500名程度を考えています。ただし、ある一定の技量が必要になりますので、初年度はそこまでいかないのではないかと考えています。
菅井委員	医師・看護師にも積極的にお願いされますか。
消防総務課 (課長)	医療機関にもAEDが備えてありますので、拡大していきたいと思っています。
柴田会長	スマートフォンのロックについては、義務としてお願いする予定ですか。もしそうであれば、徹底する手段を考えていただければと思います。
消防総務課 (課長)	分かりました。
菅井委員	アプリの通知については、ボランティア全員に出しますか。
消防総務課 (課長)	ボランティアの方が位置情報を設定し、アプリでエリア設定をすることが可能です。
菅井委員	ボランティアがどの時間にどこにいたという情報も守っていくようにお願いします。
新井委員	確認になりますが、その場にいた方とボランティアの方の違いというのは、市から提供された情報を持っているという部分でよろしいですか。
消防総務課 (課長)	はい。
柴田会長	どこの距離にいた人がどのくらいの時間で到着したかという情報は、大学に提供しますか。
消防総務課 (課長)	提供されています。
消防総務課 (主事)	最後にアンケートがあるので、そこで情報を拾っています。
辻委員	大学に情報提供する件については、ボランティアの方にあらかじめ説明していただくようお願いします。
菅井委員	ボランティアの要件として、尾張旭の市民であるかどうかについては無関係ですか。

消防総務課 (課長)	市内在住・在勤・在学いずれかの20歳以上という条件を設ける予定です。
柴田会長	以上をもちまして、終了いたします。 消防総務課の皆様、御出席をいただきありがとうございました。 (消防総務課職員 退室) 説明及び質疑応答の時間が終わりました。 それでは、委員の皆様、意見ををお願いします。
事務局 (係長)	質疑応答の中で頂いた御意見を事務局の方から申し上げまして、その中で補足があれば御意見をいただくということでいかがでしょうか。
柴田会長	結構です。
事務局 (係長)	現場の位置情報の発信というところで、個人情報の利用と提供といった内容ですが、ここの取扱いの部分にプラスして、アプリ会社・京都大学との委託契約の内容に個人情報の取扱いのことを盛り込んでいくという内容と、ボランティアの方のデータも活用することになりますので、ボランティアに対するデータ利用、つまり京都大学がどのようにデータを使うのかということについての説明を行う、の2点になったかと思います。 ボランティアの要件や守秘義務の部分が保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求という部分になると思いますが、市民へ拡大した場合の研修や同意の内容に加えまして、研修ではケース検討の内容を盛り込むこと、eラーニングの中では習熟度テストを行い、研修の効果が確認できる方法も工夫していくといったこと、スマートフォンについては、スクリーンショット等でデータを残さないこと、他人に貸したりしないこと、機種変更の際にはアプリのデータを削除すること、そのようなことについてもボランティアの方に周知を図っていくということ。最後に、アプリのセキュリティの部分ですが、パスコードの設定をスマートフォンに行うことを徹底するということでした。補足等ありましたら、お願いします。

平成29年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

菅井委員	ボランティアの個人情報も守る必要がありますね。
事務局 (係長)	京都大学やアプリの開発会社との契約の中で、個人情報の取扱いについて盛り込んでいくことになるかと思います。
辻委員	広報の話があったと思いますが、それはいつ頃から始める予定ですか。
事務局 (係長)	消防に確認しておきます。
柴田会長	それでは、意見がまとまったようですので、事務局は本日のまとめとして意見書の案を作成してください。 後日、意見書の案を委員の皆様を確認していただき、意見書として消防長に提出します。なお、最終調整は、私と事務局に御一任いただけますでしょうか。 (「異議なし」の声あり) それでは、その様に進めさせていただきます。 続いて、「情報公開制度の運用変更について」の説明に入ります。事務局から説明をお願いします。
事務局 (主事)	(概略説明)
柴田会長	説明が終わりました。委員の皆様の中で質問がある方はいますか。
菅井委員	公開手数料はPDFデータでも発生しますか。
事務局 (主事)	発生します。
柴田会長	白黒だと20枚までであればメールで送れるが、例えば50枚の場合は紙媒体でということですか。
事務局 (主事)	はい。
菅井委員	最初から50枚欲しいと言われたら、受付時点で500円を徴収するということですか。

平成29年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

事務局 (主事)	初めに請求手数料として200円徴収し、最終的な枚数は受付後に精査し決定しますので、請求時点では請求手数料のみの徴収となります。
柴田会長	20枚を超えた場合は2回払うということですね。
事務局 (主事)	はい。
辻委員	データをメールで送付する際は、誤送信等が起きないように、職員の皆さんで意識の共有をしていただければと思います。
柴田会長	運用方法としては、メールアドレスを教えていただいて、そこにテスト送信するという形で行いますか。
事務局 (課長)	先にアドレスの確認をした方が安全だと思いますので、そのような運用方法をまた考えていきたいと思います。
辻委員	黒塗り部分がデータ上で残ってしまうという問題点については、PDFで送るため問題はないという理解でよいですか。
事務局 (課長)	実際にプリントアウトしたものをスキャニングしてPDFにしますので、安全と考えています。
菅井委員	請求者から市にメールをしていただいて、そこに返信するという方法が一番安全という気がします。
柴田会長	以上をもちまして、議事を終了いたします。 ほかに、事務局から何かありますか。
事務局 (主事)	特定個人情報の安全管理措置について報告がございます。 個人番号利用事務の実施者は、特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされております。 そのため、本市では昨年の6月に尾張旭市特定個人情報の管理に関する規程を制定いたしました。 規程では、組織体制の整備や年2回の管理状況に対する点検・各所管部長を監査責任者とした年1回の監査などを定め、その運用をいたしております。 詳細につきましては、本日お配りした資料で御確認ください。 今後も情報漏えい等の事故が発生しないよう、適切な取扱いを行ってまいりたいと考えております。

平成 29 年度第 2 回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

	報告は以上となります。
柴田会長	それでは、これをもちまして、平成 29 年度第 2 回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。